

中井町空き家活用推進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空家・空地対策事業の一環として、本町に定住する目的での空き家取得を支援することで、空き家の有効な活用を推進し、移住・定住人口の増加及び地域の活性化を図るため、空き家の取得及び改修の経費に対し中井町空き家活用推進補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、中井町補助金等の交付に関する規則（平成10年中井町規則第23号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子育て世帯 中学生以下の子（胎児を含む。）が同居する世帯をいう。
- (2) 若年夫婦世帯 婚姻の届出が受理された夫婦で、夫婦のいずれかが40歳未満である世帯をいう。
- (3) 住宅 個人の居住の用に供するための建物（集合住宅は除き、併用住宅を含む。）をいう。
- (4) 空き家 住宅のうち、人が現に居住していないものをいう。
- (5) 基準日 住宅の所有権移転登記完了日をいう。
- (6) 居住 現に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本町の住民基本台帳に記録されていることをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当しなければならぬ。

- (1) 世帯員のいずれもが、町内に居住していること
- (2) 基準日から起算して10年以上、町内の居住が継続できること。
- (3) 世帯員のいずれか1人が第4条に規定する補助対象経費を負担していること。
- (4) 世帯員のいずれもが、町税を滞納していないこと。
- (5) 過去に同一の住宅において、中井町の空き家活用に関する補助金の交付を受けていないこと。

- (6) 世帯員のいずれもが、中井町暴力団排除条例（平成 23 年中井町条例 4 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員又は同条第 4 号に規定する暴力団員等でないこと。
- (7) 世帯員のいずれもが、中井町暴力団排除条例（平成 23 年中井町条例 4 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 3 号に規定する暴力団員又は同条第 4 号に規定する暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (8) その他町長が適当でないと認める者でないこと。

（補助対象経費）

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 空き家及びこれに付帯する設備の取得に要する売買契約に係る経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
  - (2) 住宅改修のうち別表 1 に掲げる工事に要する経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
  - (3) その他町長が必要と認める経費
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は補助対象としないものとする。
- (1) 土地の購入に係る経費
  - (2) 造成工事及び門、塀その他の外構工事に係る経費
  - (3) 家具又は家庭用電気機械器具の購入、設置等に係る経費
  - (4) 物置、車庫等居住の用に供しない建築物の設置に係る経費
  - (5) 国、県又は町が行う他の補助金を受けて行った事業に係る経費
  - (6) その他住宅機能向上に必要でない等町長が補助の対象として適当でないと認めるものに係る経費

（補助金の額等）

第 5 条 補助金の額は、補助対象経費の 2 分の 1 以内（1,000 円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とし、40 万円を限度とする。

- 2 補助金の交付を受けようとする者が子育て世帯又は若年夫婦世帯である場合は、前項の額に 40 万円を加算した額を限度とする。

（補助金の交付申請）

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者は、中井町空き家活用推進補助金交

付申請書（第1号様式）を基準日から1年以内に町長に提出しなければならない。

2 中井町空き家活用推進補助金交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 調査同意書兼誓約書（第2号様式）
- (2) 子が胎児の場合は、母子健康手帳の写し
- (3) 当該空き家の売買契約書等売買契約を締結したことを証する書類の写し
- (4) 当該空き家の位置図
- (5) 当該空き家の建物登記簿の全部事項証明書
- (6) 領収書等支払を証する書類の写し
- (7) 当該空き家の現況写真
- (8) その他町長が必要と認める書類

（交付又は不交付の決定）

第7条 町長は、中井町空き家活用推進補助金交付申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付（補助金の額を含む。）又は不交付を決定し、中井町空き家活用推進補助金交付（不交付）決定通知書（第3号様式）により、補助金の交付申請を行った者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助金交付決定者」という。）は、速やかに中井町空き家活用推進補助金交付請求書（第4号様式）を町長に提出するものとする。

（補助金の交付）

第9条 町長は、中井町空き家活用推進補助金交付請求書が提出されたときは、速やかに交付決定者に補助金を交付するものとする。

（調査）

第10条 町長は、補助金の適正執行のために必要があると認めるときは、補助金の交付申請を行った者、補助金交付決定者、当該住宅の売主等に対し、報告を求め、又は実地調査を行うことができる。

(補助金の交付決定の取消し及び補助金の返還)

第11条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する補助対象者の要件を欠くに至ったとき。
- (2) 調査同意書兼誓約書に記載された事項に違反があったとき。
- (3) 第6条の規定による申請に関し、偽りその他不正な行為があったとき。
- (4) 基準日から10年以内に町内に居住をしなくなったとき。ただし、死亡、施設等への入院入所その他町長がやむを得ないと認める場合を除く。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に交付した補助金があるときは、中井町空き家活用推進補助金返還命令書(第5号様式)により補助金の全部又は一部の返還を命じるものとし、返還を求める金額は別表2のとおりとする。

3 前項の規定により補助金の返還を命じられた補助金交付決定者は、町長が定める期限までに当該補助金を返還しなければならない。

(空き家の買主の努力義務)

第12条 空き家の買主は、耐震診断及び耐震改修工事を行う等適正な管理に努めなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に際し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、基準日がこの要綱の施行の日以後である場合に適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

対 象 工 事	
1	自ら居住するための部分の増築又は改築に係る工事
2	屋根、雨樋、柱、外壁等の外装工事
3	床、内壁、天井等の内装工事
4	雨戸、戸、サッシ、ふすま等の建具工事
5	電気、ガス等の設備工事
6	トイレ、風呂、キッチン等の給排水工事

別表 2 (第 11 条関係)

基準日からの経過年数	返還を求める金額
1 年未満	交付額の 100 分の 100
1 年以上 2 年未満	交付額の 100 分の 90
2 年以上 3 年未満	交付額の 100 分の 80
3 年以上 4 年未満	交付額の 100 分の 70
4 年以上 5 年未満	交付額の 100 分の 60
5 年以上 6 年未満	交付額の 100 分の 50
6 年以上 7 年未満	交付額の 100 分の 40
7 年以上 8 年未満	交付額の 100 分の 30
8 年以上 9 年未満	交付額の 100 分の 20
9 年以上 10 年未満	交付額の 100 分の 10

第1号様式（第6条関係）

中井町空き家活用推進補助金交付申請書

年 月 日

中井町長 殿

申請者 住 所 \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_  
 電話番号 \_\_\_\_\_

中井町空き家活用推進補助金交付要綱第6条第1項の規定により、補助金の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

居 住 開 始 日	年 月 日	
取得した住宅の所在地及び新たな所有者	所在地 中井町 所有者	
対 象 経 費 及 び 補 助 金 交 付 申 請 額	対象経費 円	補助金交付申請額 円
所 有 権 移 転 登 記 完 了 日 ( 基 準 日 )	年 月 日	
他 の 補 助 金 の 利 用	有・無	利用する補助金の名称
当 該 空 家 の 状 況	<input type="checkbox"/> 人が現に居住していない ( <input checked="" type="checkbox"/> をすること。 )	
	人が現に居住していない場合 空き家となった時期 年頃 (わかる範囲で記載)	

添付書類（添付する書類に☑をすること。）

- 調査同意書兼誓約書（様式第2号）
- 子が胎児の場合は、母子健康手帳の写し
- 売買契約書等売買契約を締結したことを証する書類の写し
- 当該空き家の位置図
- 当該空き家の建物登記簿の全部事項証明書
- 領収書等支払を証する書類の写し
- 当該空き家の現況写真
- その他町長が必要と認める書類

第2号様式（第6条、第11条関係）

調査同意書兼誓約書

年 月 日

中井町長 殿

申請者 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_

私は、中井町空き家活用推進補助金の交付決定に必要な範囲において、町長が私及び下記世帯員（胎児の場合は世帯員となる予定の者）に関する事項について調査し、又は関係機関に照会することに同意します。

併せて、私は下記事項を誓約します。

記

1 世帯員

氏名	年齢	世帯主との続柄	生年月日 (胎児の場合は出産予定日)	町税の滞納の有無
				有・無
				有・無
				有・無
				有・無

2 誓約事項

- (1) 中井町空き家活用推進補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第3条に規定する要件を全て満たし、かつ、本申請内容には虚偽がないこと。
- (2) 上記交付申請に係る居住を10年以上にわたり継続し、町が住民基本台帳により行う居住状況の確認を承諾すること。
- (3) 以上の事項に違反があったときは、速やかに町長に報告するとともに、要綱第11条第2項に基づく返還命令に従い、補助金の全部又は一部を返還すること。



第3号様式（第7条関係）

中井町空き家活用推進補助金交付（不交付）決定通知書

第 号  
年 月 日

様

中井町長 印

年 月 日付けで申請のありました中井町空き家活用推進補助金について、中井町空き家活用推進補助金交付要綱第7条の規定により、交付（不交付）の決定をいたしましたので、下記のとおり通知します。

記

居 住 開 始 日	年 月 日
取得した空き家の 所在地及び所有者	所在地 中井町 所有者
対 象 経 費	円
交付決定額	円
基 準 日	年 月 日
備 考	

第4号様式（第8条、第9条関係）

中井町空き家活用推進補助金交付請求書

年 月 日

中井町長 殿

(請求者)

住 所

氏 名

印

電話番号

年 月 日付け 第 号により交付の決定を受けた中井町空き家活用推進補助金について、中井町空き家活用推進補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 交付請求額 円

2 振込先

金融機関名	銀行・農業協同組合 信用金庫・信用組合
本支店名	本 店・支 店 支 所・出 張 所
口座種別	当 座 ・ 普 通
口座番号	
口座名義人	フリガナ

第5号様式（第11条関係）

第 号  
年 月 日

様

中井町長 印

中井町空き家活用推進補助金返還命令書

年 月 日付け 第 号で交付決定をした補助金については、交付の決定を取り消しましたので、中井町空き家活用推進補助金交付要綱第11条第2項の規定により下記のとおり返還を命じます。

記

交付決定額	円
交付済額	円
返還命令額	円
納付期限	年 月 日まで
取消理由	
備考	